

株式会社の資本金の役割と増資について

会社の「資本金の額を増加させること」は一般に増資（募集株式の発行）と呼ばれます。しかし、中小企業の日常においては、一般に増資が必要となる場面はそれほど頻繁ではなく、そのきっかけは、取引先や金融機関からの求めに応じて、あまり深い意味を考えずに行っていることが多いようです。意外に知られていない資本金の意味やその増資の目的などを整理してみましょう。

Q そもそも資本金とは何ですか？

A 会社に出資された金額として、信用力のものさしの一つになるものです。登記事項証明書（いわゆる登記簿謄本）に記載されますから、誰でもその会社の資本金の額を知ることができます。

会社経営においてお金を集める方法は、主に3つあります。①出資してもらう、②借りる、③自ら稼ぐ。

その内①の方法で集めたお金の大きさを表示したものが資本金で、将来、会社を畳んで清算するときまでは原則として出資者に返す必要がないお金です。かつては、一定額以上の資本金を用意しないと株式会社を設立できない時代もありましたが、今はそのような規制も撤廃されています。

Q 資本金の額の大きい小さいかで、どのような差が生じますか？

A 登記事項証明書に記載されるので、資本金額の大きい方がより高い信用力が得られるように思われがちですが、実は必ずしもそうとは言いきれません。現在の制度上、資本金額は、出資された時点で単に返さなくてもよいお金が会社に入ってきたという程度の意味でしかないので、その後も資本金の額に見合った財産を継続して保有しているのかどうかまでは外部から全く分からないからです。

そこで、銀行借入れなどの際に必要な信用力（会社の安全性）としては、むしろ純資産（全ての財産から負債を差し引いた正味の財産＝内部留保）がどのくらいあるのかという点が重視されそうであり、単に表面上の資本金の額の大小よりも、実質的な会社財産の状態を意識することが大切です。

一方で、資本金の額は、出資者である株主に対して財産の分配（配当）をする場面で、会社財産が無制限に流出することを防ぐ大切な役割があります。配当を出すには、純資産の額が資本金の額を上回っている必要があるため、例えば、赤字続きで資本金の額を下回るほど純資産を食いつぶしてしまうと、その間は配当を出すことができません。言い換えると、会社経営者は、最低限、会社の純資産が資本金の額を下回ることのないよう頑張ってお金を貯めて黒字経営をしなければならず、そのことは一種の目標値になると言っても良いかもしれません。このことは、会社の信用を維持することにもつながります。



増資が必要になるのは、どのような場面ですか？



増資を行う目的は様々ですが、中小企業で多く見られる例は、主に①財務状態の改善（自己資本比率の増強＝借入比率の圧縮）、②許認可要件の充足、③新たな資金調達、④出資割合の変更などが挙げられます。

特に①と②の場面が多く見られ、日頃の取引先や金融機関から、新たな取引の開始や継続の条件として自己資本の増強を要請されたり、また、業種によっては、法令上、資本金額を含む純資産が必ず一定額以上なければならないなどの定め（例：労働者派遣事業や建設業など）があり、このような目的を実現するために増資が必要となるケースがこれらに該当します。



増資に充てる財産にはどのようなものがありますか？



出資をする財産は、多くの場合が金銭ですが、それ以外にも、現物出資として、その会社に対する貸付金そのものを出資する方法や、有形の財産として土地建物の不動産や自動車・機械器具などの動産のほか、無形の財産として特許や商標などの知的財産権を充てることもできます。

しかし、これらの場合、その現物財産にいくらの価値があるのかを評価する作業が必要となります。また、増資一般に言えることですが、新たな出資者に対して与える株式の数をいくりにするのかも算定しなくてははいけません。仮に増資そのものが可能であっても、安易に財産の評価や与える株式の数を決めてしまうと、のちに様々な税金の問題が発生する可能性もあり、慎重な対応が求められます。



増資を行うには、どのような手続が必要になりますか？



増資を行うには、株主総会において一定以上の賛成多数の決議が必要です。お金を出資してもらうのになぜ社長一人で決められないかという点、新たな株主が加わることによって、既存株主の有する1株あたりの財産的価値や発言権が薄まってしまう可能性があるからです。

場合によっては、元の株主や新たな出資者との間で深刻な不公平を生んでしまうため、より細かい点を株主が議論して調整する必要があります。ただし、社長ひとりで全ての株式を持ち、その社長が追加の出資をするような場合には、以上の説明は問題にならず、社長自らの判断で事を進めることが可能です。



増資をするために登記の費用は発生しますか？



増資の登記をする際には、増加する資本金額に応じてかかる登録免許税（増資額×0.7%、但し最低3万円。）が必要です。ただし、必ずしも出資額のうち全てを資本金に充てる必要がなく、出資額の半分までは、資本金とは別に資本準備金として蓄えておく仕組みがあるので、登録免許税を節税する方法として活用するのもよいでしょう。この方法は、必ずしも資本金額の増加にこだわらない場合などに利用できます。